

大阪市告示第980号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月17日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立此花屋内プール 大阪市立西淀川屋内プール 大阪市立住之江屋内プール	令和8年8月11日（火）から 同月16日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで

（環境局総務部施設管理課）